

公益財団法人横浜市シルバー人材センター

TEL:045-847-1800 FAX:045-847-1716
〒233-0002
横浜市港南区上大岡西 1-6-1 オフィスタワー 13階

神奈川事務所 鶴見区 神奈川区 港北区

TEL:045-402-4832 FAX:045-402-4835
〒221-0063
横浜市神奈川区立町 20-1 横浜市うらしま荘 2階

南事務所 西区 中区 南区

TEL:045-721-0600 FAX:045-721-0722
〒232-0041
横浜市南区睦町 1-15-15 睦町市街地住宅 2階

港南事務所 港南区 戸塚区 泉区

TEL:045-342-9600 FAX:045-847-1716
〒233-0002
横浜市港南区上大岡西 1-6-1 オフィスタワー 13階

保土ヶ谷事務所 保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区

TEL:045-331-1780 FAX:045-331-6833
〒240-0006
横浜市保土ヶ谷区星川 1-4-10 ハイツリヴァ・スター 1階

磯子事務所 磯子区 金沢区 栄区

TEL:045-832-3511 FAX:045-831-3281
〒235-0045
横浜市磯子区洋光台 5-7-5

緑事務所 緑区 青葉区 都筑区

TEL:045-935-0677 FAX:045-935-0688
〒226-0019
横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり2階

公益財団法人川崎市シルバー人材センター

TEL:044-222-6886 FAX:044-221-8516
〒210-0026 川崎市川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 1階

公益社団法人相模原市シルバー人材センター

TEL:042-753-7373 FAX:042-753-7204
〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1

中央事務所

TEL:042-754-1177 FAX:042-753-7204
〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1

南事務所

TEL:042-745-2158 FAX:042-749-5663
〒252-0303 相模原市南区相模大野 8-9-6

緑事務所

TEL:042-783-1313 FAX:042-783-4070
〒252-0105 相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所内

公益社団法人横須賀市シルバー人材センター

TEL:046-822-1337 FAX:046-822-1340
〒238-0041 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館8階

公益財団法人平塚市生きがい事業団

TEL:0463-33-2335 FAX:0463-35-1744
〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-2-2

公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター

TEL:0467-38-1881 FAX:0467-33-0801
〒248-0027 鎌倉市笛田 1-10-1

公益財団法人藤沢市まちづくり協会シルバー人材センター

TEL:0466-27-1100 FAX:0466-27-1102
〒251-0021 藤沢市鵠沼神明 1-3-18

公益社団法人小田原市シルバー人材センター

TEL:0465-49-2333 FAX:0465-49-2336
〒256-0816 小田原市酒匂 2-32-15

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

TEL:0467-85-7425 FAX:0467-58-6670
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂 1-4-8

公益社団法人三浦市シルバー人材センター

TEL:046-882-3473 FAX:046-882-3479
〒238-0242 三浦市東岡町 1-23

公益社団法人秦野市シルバー人材センター

TEL:0463-84-3311 FAX:0463-85-1303
〒257-0054 秦野市緑町 16-3 秦野市保健福祉センター 3階

公益社団法人厚木市シルバー人材センター

TEL:046-224-9585 FAX:046-222-8559
〒243-0005 厚木市松枝 2-5-17 厚木市生きがいセンター内

公益社団法人大和市シルバー人材センター

TEL:046-263-8600 FAX:046-264-5538
〒242-0018 大和市深見西1-2-17

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター

TEL:0463-92-8801 FAX:0463-92-0008
〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 1階

公益社団法人海老名市シルバー人材センター

TEL:046-237-3001 FAX:046-238-0071
〒243-0410 海老名市杉久保北 2-3-4 高齢者生きがい会館内

公益社団法人座間市シルバー人材センター

TEL:046-254-5361 FAX:046-251-9280
〒252-0002 座間市小松原 1-45-21

公益社団法人南足柄市シルバー人材センター

TEL:0465-72-0789 FAX:0465-73-4055
〒250-0113 南足柄市岩原 1016-1 おかもと福祉館内

公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター

TEL:0467-70-3088 FAX:0467-70-3201
〒252-1116 綾瀬市落合北 7-1-20

公益社団法人寒川町シルバー人材センター

TEL:0467-74-7622 FAX:0467-73-0033
〒253-0102 高座郡寒川町小動 982-2

一般社団法人大磯町シルバー人材センター

TEL:0463-70-6241 FAX:0463-70-6243
〒259-0103 中郡大磯町虫窪 7

一般社団法人二宮町シルバー人材センター

TEL:0463-71-0681 FAX:0463-72-1398
〒259-0132 中郡二宮町緑が丘 1-10-6

公益社団法人開成町シルバー人材センター

TEL:0465-83-6369 FAX:0465-82-9617
〒258-0026 足柄上郡開成町延沢 656-1

一般社団法人湯河原町シルバー人材センター

TEL:0465-46-9780 FAX:0465-46-9781
〒259-0301 足柄下郡湯河原町中央 2-21-3 湯河原町教育センター 2階

公益社団法人愛川町シルバー人材センター

TEL:046-284-5023 FAX:046-284-5024
〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1 愛川町役場庁舎分館内



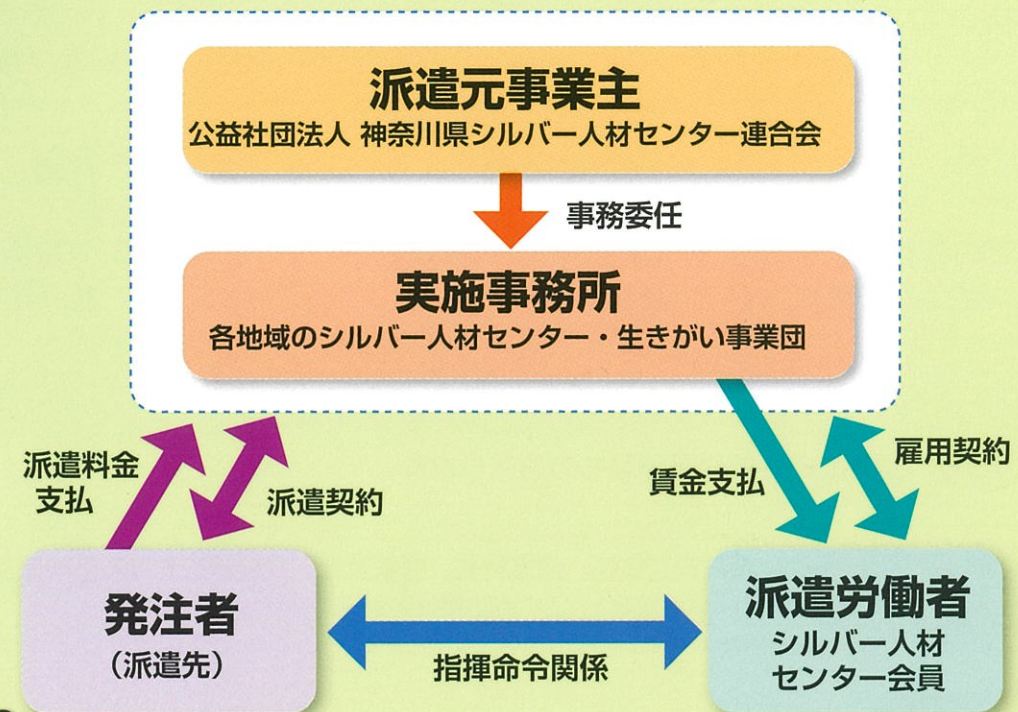
発注者の皆様へ

シルバー派遣事業のご案内



公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会では、多様な就業メニューとして労働者派遣事業を実施し、勤労意欲の高い高齢者が社会の支え手として活躍し続けることを目指しています。

シルバー派遣事業のしくみ



チエブクロー
シルバー人材センター
(愛称:生きがいセンター)

公益社団法人 神奈川県シルバー人材センター連合会

働く形態

60歳以上の派遣会員における臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務に係る就業

- 臨時的かつ短期的な就業とは、概ね月10日以内の就業をいいます。
- 軽易な業務に係る就業とは、1週間当たりの就業時間が20時間以内の業務をいいます。



技術分野

- 教育指導
- 翻訳・通訳
- 特殊技術 (情報技術、各種運転業務) など

事務分野

- 一般事務 (受付事務、資料作成)
- 経理事務
- 調査事務 など

管理分野

- 施設管理 (建物管理、駐車場管理)
- 物品管理 (商品管理、在庫管理) など

折衝外交分野

- 販売・集金 (電気、水道などの集金)
- 外務 (ポスティング、営業、検針) など

技能分野

- 製作加工 (工場内での軽作業、加工、組立、検査) など

一般作業分野

- 屋外作業 (清掃作業、農作業)
- 屋内作業 (清掃作業、梱包作業、カート整理) など

サービス分野

- 社会活動 (学童交通誘導、遺跡発掘) など

※上記仕事のうち、請負での受託が可能なものもあります。

派遣できない業務

港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務 (一部を除く) などの業務は対象外となります。

発注に際して

- 業種によっては対応できる会員がない場合があります。
- 高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事など高齢者に適さない仕事を除いてお引き受けいたします。
- 発注者等が労働者の派遣を受けるに当たり、事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は法令により禁止されています。
- 派遣料金については、各地域のシルバー人材センター・生きがい事業団にお問い合わせください。



シルバー派遣事業をご利用いただくメリット

1 安心と信頼

公共的な機関なので安心して、ご利用いただけます。

2 繁忙期のみでも利用可能

忙しい時にだけでも依頼できます。

3 短時間でもOK!

短時間労働でもお引き受けします。

4 幅広い仕事に対応

多様な業務、働き方に対応します。

5 営利目的ではない

非営利団体なので、比較的安価な派遣料金でご利用いただけます。



保険について

派遣労働者には、労働者災害補償保険が適用されますが、原則、雇用保険及び社会保険 (健康保険及び厚生年金保険) は就業日数又は就業時間が短いため適用されません。

ただし、平成28年4月1日施行の雇用保険法等の改正により、週40時間まで就業可能と指定された業種及び職種でかつ週20時間を超えて就業する場合や、労働時間・労働日数ともに4分の3以上の就業をする場合は雇用保険・社会保険が適用されます。

請負・委任との比較

項目	請負・委任	シルバー派遣事業
仕事の期間・内容※	・ 臨時的・短期的な就業 (概ね月10日以内) ・ その他軽易な業務 (概ね週20時間以内)	
雇用関係の有無	×	○
発注者の指揮命令	×	○
事故時に適用される保険	シルバー保険	労災保険
発注者との混在作業	×	○
社会保険・雇用保険の適用	×	上記参照
発注者との契約当事者	シルバー人材センター	神奈川県シルバー人材センター連合会
会員に対する報酬	配分金 (雑所得)	賃金 (給与所得)

※請負業務は仕事の完成を目的とする業務であり、委任業務は仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とする業務ですが、どちらも発注者は会員に指揮命令ができません。

※平成28年4月より、都道府県知事が業務拡大に係る業種及び職種を指定した場合、センターが派遣と職業紹介に限り、週40時間を上限とする業務を会員に提供することが可能となりました。(神奈川県知事からの指定は平成29年度以降になる見込み)